

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分

(ふりがな) こくみんみんしゅとうひろしまけんだいにくそうしぶ

1 政治団体の名称 国民民主党広島県第2区総支部

2 主たる事務所の所在地 広島県広島市佐伯区五日市駅前2-11-12

エスパシオ102号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
福田 玄

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
福田 玄

事務担当者の氏名

(姓) (名)
窪寺 暁

(電話) 03-3508-7264

(電話)

(電話)

整理番号					リスト消込	名寄せ	資産
		1	5	20		有 無	有 無

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☒ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等 ☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の届 (姓) (名)
出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 福田 玄

公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和6年 11月 28日 から
令和6年 12月 31日 まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,754,598
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	1,754,598
支 出 総 額	1,169,279
翌年への繰越額	585,319

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	254,598	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	254,598	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	254,598	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	国民民主党本部	1, 500, 000	R6/12/6	東京都千代田区永田町2-17-17	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	こ の 頁 の 小 計	1, 500, 000			
	合 計	1, 500, 000			

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	福田玄	254, 598	R6/12/31	広島市西区井口2丁目1-10-103	衆議院議員	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	254, 598				
	そ の 他 の 寄 附					
	合 計	254, 598				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	68,667	0	
(4) 事 務 所 費	699,340	0	
小 計	768,007	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	213,825	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	187,447	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	187,447	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	401,272	0	
合 計	1,169,279		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	文房具等	23,195	R6/11/15	アスクール株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3	
2	印鑑代	10,720	R6/11/30	株式会社印鑑本舗	東京都町田市森野1-27-3	
3	衣料品	11,710	R6/12/31	株式会社ワークマン	東京都台東区東上野4-8-1 TIXTOWER UENO 11F	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	45,625				
	そ の 他 の 支 出	23,042				
	合 計	68,667				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃	305,000	R6/12/29	福田玄	広島県広島市佐伯区井口2-1-10	
2	事務所家賃	150,000	R6/12/29	三浦建治	広島県広島市佐伯区五日市1-15-19	
3	駐車場賃料	14,700	R6/12/29	福田玄	広島県広島市佐伯区井口2-1-10	
4	事務所清掃	202,030	R6/12/29	福田玄	広島県広島市佐伯区井口2-1-10	
5	鍵交換費用	16,500	R6/12/29	福田玄	広島県広島市佐伯区井口2-1-10	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	688,230				
	そ の 他 の 支 出	11,110				
	合 計	699,340				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	航空券	29,025	R6/11/26	日本航空株式会社	東京都品川区東品川2-4-11	
2	航空券	22,340	R6/12/6	スプリングジャパン株式会社	千葉県成田市公津の杜4-11-2	
3	航空券	87,760	R6/12/19	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
4	JR乗車券	20,950	R6/12/28	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目2番2号	
5	JR乗車券	19,760	R6/12/29	西日本旅客鉄道株式会社	大阪市北区芝田2-4-24	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	179,835				
	そ の 他 の 支 出	22,040				
	合 計	201,875				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会合費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	11,950				
	合 計	11,950				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広告費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	ポスター代	157,309	R6/12/17	スキット株式会社	福井市高木中央1丁目328	
2	ポスター代	22,013	R6/12/17	スキット株式会社	福井市高木中央1丁目328	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	179,322				
	そ の 他 の 支 出	8,125				
	合 計	187,447				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

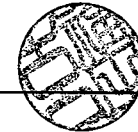
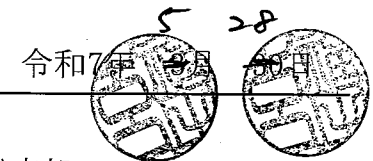
- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

政治団体の名称 国民民主党広島県第2区総支部

会計責任者の氏名 福田 玄

代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）



政治資金監査報告書

令和 7 年 5 月 26 日

国民民主党広島県第 2 区総支部

代表 福田 玄 殿

登録政治資金監査人 公認会計士

登録番号 第 5806 号

岡田章宏

研修修了年月日 令和 3 年 10 月 15 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、国民民主党広島県第 2 区総支部（以下「同支部」という。）の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、同支部の主たる事務所の作業スペースの制約に鑑みて、監査人の下記事務所において行った。

記

広島県福山市霞町四丁目 4 番 13 号

岡田章宏 公認会計士事務所

TEL 084-921-8531 FAX 084-921-8553

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的

書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する收支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

同支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上